(19) 男女共同参画推進委員会

① 設置の趣旨(目的)及び組織

ア 組織設置の趣旨(目的)

男女共同参画推進委員会は、職員の就業及び教育研究活動等での男女共同参画(次世代育成支援対策 推進法に基づく一般事業主行動計画に係る事項を含む。)を推進することを目的として、平成 20 年度に 設置された。

イ 組織の構成及び構成員等

男女共同参画推進委員会は、学長が指名した学系長又は専攻長、学長が指名した教授又は准教授(講師及び助教を含む。)男女各1人、学長が指名した附属学校教員男女各1人、学長が指名した事務系職員男女各1人、特命課長(人事・労務)、その他学長が指名した者若干人をもって組織する。

② 運営・活動の状況

令和4年度においては委員会は開催しなかった。

重点的に取り組んだ課題や取組状況

- i) 「国立大学法人上越教育大学次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」の計画期間(令和2年4月1日~令和4年3月31日)が終了したことに伴い、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けるために、計画期間内に実施した事項等を整理し、新潟労働局に申請を行った。その結果、一般事業主行動計課計画による活動等が認められ、令和4年8月に本学に対する「くるみん認定」が決定された。
- ii) 令和4年度以降の「国立大学法人上越教育大学次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」について、新たに取り組むこととなったが、このことについて、ポータルサイト及びホームページにおいて学内外に周知し、また、職員に対して目標達成のための協力依頼を行った。
- iii) 令和4年度以降の「国立大学法人上越教育大学女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」に ついて、新たに取り組むこととなったが、このことについて、ポータルサイト及びホームページに おいて学内外に周知し、また、職員に対して目標達成のための協力依頼を行った。
- iv) 男女共同参画推進の情報提供、広報等に関する取組として、他機関における男女共同参画推進に 係る講演会等の情報をポータルサイト等により教職員に周知した。
- v) 配偶者が出産予定である旨を申し出た男性職員に対して、育児休業等について個別に説明を行い、 男性職員の育児休業等の取得促進を図った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

引き続き、教職員に対し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を実施する。